

# 県警察本部と学校・市教委の相互連携制度について

## 【目的】

児童生徒の非行防止、犯罪被害防止、健全育成を目的とする。

～ 犯罪の通報や捜査に関する個人情報の取扱いを除く ～

横浜市教育委員会

警察署

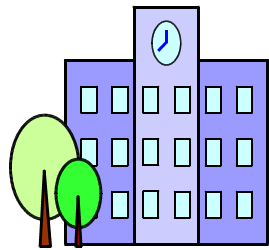
- 市町村条例を遵守しなければならない。
- 学校は、児童生徒の健全育成を目的とした警察への個人情報の提供、収集について、条例上の担保がない。  
(例)  
警察に相談したいが児童生徒の名前を言えない。

## 【警察から学校への情報提供（横浜市）】

次の事案のうち警察が相互連携を必要と認めたもの

- 1 逮捕又は身柄通告した事案
- 2 非行集団による犯罪行為等で児童生徒による事案
- 3 児童生徒の犯罪行為のうち他の児童生徒に影響を及ぼすおそれのある事案
- 4 犯罪行為等を繰り返している事案
- 5 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

- 警察は、市町村条例の実施機関ではない。
- 警察法第2条、少年警察活動規則等に基づき警察活動を行っている。
- 警察が学校から収集し、また、学校へ提供する活動は、「犯罪の予防」に該当し、神奈川県個人情報保護条例上は適用除外になる。



【取扱責任者】  
学校長又は学校長が命ずる者

児童生徒の健全育成のための連絡票

【取扱責任者】  
警察署長又は警察署長が指定する者。



## 【条例上の適用除外（抜粋）】

- 法令等に定めがある場合
  - ・ 刑事訴訟法第239条（告発）
  - ・ 神奈川県青少年保護育成条例第25条（保護者等の通知義務）
- 生命、身体、財産を保護するため緊急かつやむを得ない場合

## 【学校から警察への情報提供（横浜市）】

次の事案のうち学校が相互連携を必要と認めたもの

- 1 犯罪行為等に関する事案
- 2 いじめ、体罰、児童虐待等に関する事案
- 3 暴走族等非行集団に関する事案
- 4 薬物等に関する事案
- 5 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

## 【条例上の適用除外（抜粋）】

- 法令等の規定に基づき収集、利用又は提供するとき。
- 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のため収集、利用又は提供するとき。